

## 令和3年9月（第5回）役員会議事要旨

日 時 令和3年9月27日（月）13:01～13:58

場 所 （ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を利用）

出席者 8/8

榎野学長，高橋理事，舟橋理事，那須理事，前田理事，袖山理事，阿部理事，  
青山理事

欠席者 なし

陪席者 青山監事，大原監事

### ○ 前回議事要旨の確認

令和3年7月（第3回）及び同9月（第4回）の議事要旨について，原案のとおり承認された。

### ○ 議 事

#### 1 審議事項

##### （1）第4期中期目標・中期計画における「その他記載事項」について

高橋理事から，資料1に基づき，文部科学省に9月末までに提出することとされている，国立大学法人法施行規則第7条に規定の「人事に関する計画」，「コンプライアンスに関する計画」，「安全管理に関する計画」及び「マイナンバーカードの普及促進に関する計画」に関し，本学における各計画案の概要について説明及び提案があり，審議の結果，原案のとおり承認された。なお，このことに関連して，青山理事から，大学はコンプライアンスに係る事項が多岐に及び，コンプライアンス上問題が起こった出来事に対し PDCA を回し対処していく形を作らないと同じ事柄が繰り返されてしまう危惧がある旨コメントがあり，高橋理事から，内部統制委員会での PDCA の回し方や「国立大学法人ガバナンス・コード」と併せて検討しておりしっかり対応していきたい旨発言があった。

##### （2）「法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」及び「経営協議会規則第2条第1項第3号に規定する委員の選任に関する方針」の制定について

高橋理事から，資料2に基づき，標記方針を制定することとした旨説明があり，続いて，標記方針案の概要について説明があった。また，「法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」案の経営等を担う人材の育成の6の「階層別の研修プログラムの策定・実施」に関し，本年度の計画について併せて説明があり，審議の結果，原案のとおり承認された。

##### （3）諸規則の改正について

#### 【規則】

岡山大学における部局長の任命等に関する規則

高橋理事から，資料3に基づき，部局長は学長のリーダーシップのもと，ビジョン

の実現に向けて学長を補佐し、教育研究評議会の一員として大学運営を担うものであり、教育研究評議会の多様性の確保の観点からも、また、大学運営や部局運営を担う人材を育成する観点からも、部局に複数の候補者の推薦を求めることとし、①部局は2人から3人の適任候補者を推薦することとし、その順位は必ずしも付ける必要はないこと、②立候補制とし、その推薦者の有無は部局に一任することとし、また、必ず所信表明書を提出すること、③適任と判断するための投票が必要であれば1回に限り行ってもいいこと、また、その結果を提示しても又は提示しなくてもいいこと、④研究所については、所属教員数も少なく、そのミッションが研究であり、人数が少ないこともあるため、例外としてあらかじめ学長に協議して1人の推薦とすることを認めることもあることとする、並びにその趣旨に合わせた「岡山大学における部局長の任命等に関する規則」の一部改正案の概要について説明及び提案があり、審議の結果、承認された。なお、このことに関連して、青山理事から、改正に伴う学内における事前の議論の状況について質問があり、高橋理事から、7月と9月の教育研究評議会及び4回にわたる部局長との意見交換会での意見を踏まえたものである旨回答があった。

#### (4) 先端治療・臨床検査センター等整備運営事業の検討について

前田理事から、資料4に基づき、先端治療・臨床検査センター等整備運営事業（以下この項において「本事業」という。）に関して、昨年5月に公募を行い優先交渉権者が選定されたこと、現在、借地権設定に関する契約及び賃貸者予約契約が締結されている状態で、6月にリース料の最終提案がなされたこと、これまでの会議での付議状況等の経緯、事業概要等の説明があり、今後も継続して検討することについて、審議の結果、承認された。続いて、榎野学長から、これまで経営協議会の各委員からいただいた意見についても検討するとともに、専門家にご意見を伺いながら進めていきたい旨発言があった。なお、このことに関し、本事業に関し、その投資判断ができるようきちんとした体制を作る必要がある旨のコメントがあった。

**(本事業に関しては、審議過程の案件であることから、詳細な記載は省略する。)**

#### (5) 教育・研究戦略上学長が特に必要と認める場合の授業料免除の新設（案）について

舟橋理事から、資料5に基づき、今後特に優れた能力と実績を有すると認められる学生を確保し、当該学生の学修意欲の向上を図るために、授業料免除及び徴収猶予等取扱規程第4条第2項に規定する「本学における教育・研究戦略上学長が特に必要と認める場合」の具体的な基準として標記基準を制定することとしたいこと、並びに当該基準案の概要について説明及び提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。なお、このことに関連して、青山理事から、本件の対象となる学生数をどの程度想定しているか、また、経営的には当該学生の授業料免除額分はマイナスとなるが、それに代わるものが見込まれるかという視点も必要である旨コメントがあり、舟橋理事から、将来、新学習指導要領学修者の入学者が出てくることとなっており、現在、入試改革も進めつつ優秀な学生をリクルートする必要があると想定されることから制定するものであること、また、人数の想定も踏まえ、経営的な視点も踏まえたい旨の回答

があった。

## 2 報告事項

### (1) 共同研究部門の設置期間の更新について

那須理事から、資料6に基づき、令和3年10月1日付けで存続期間を更新することとした岡山大学病院設置の1件の共同研究部門（「人工知能応用メディカルイノベーション創造部門」）の存続期間の更新をしたこと、並びに当該部門の背景、目的及び研究内容について説明及び報告があった。

## 3 その他

### (1) 次回開催日について

今回は、10月25日（月）13時00分から開催することとなった。

以上